

会 議 録

会議名称	平成26年度 第6回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成27年3月23日(月) 午後2時～午後4時
開催場所	佐倉市役所 議会棟 第4委員会室
出席者等	委 員：田中委員、網仲委員、早坂委員、山村委員、石田委員、 長島委員、平岡委員、徳永委員、堀委員、兵頭委員、 田代委員、奥山委員、小野寺委員 事 務 局：山辺健康こども部長 子育て支援課 立田課長、宮本副主幹、須藤副主幹、 田中主査、照井主査補、 滋野主査、辻口主査補、小川主査補、小高主事
会議議題	(1) 審議 ・家庭的保育事業等の認可について ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について (2) 報告 ・佐倉市子ども・子育て支援事業計画について ・支給認定に係る利用者負担について
会議経過	別紙、平成26年度 第6回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

平成26年度 第6回佐倉市子育て支援推進委員会 会議録

【1 開会】

【2 健康こども部長あいさつ】

【3 議事等】

（1）審議

- ・家庭的保育事業等の認可について
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

（2）報告

- ・佐倉市子ども・子育て支援事業計画について
- ・支給認定に係る利用者負担について

【4 その他】

【5 閉会】

【議事等 （1）審議】

（委員長）

それでは、さっそく議事に入る。

本日はおおきく2つあり、まず審議事項として、「家庭的保育事業等の認可について」そして「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について」、審議を行う。本委員会は、子ども・子育て会議としての役割も担っているが、子ども・子育て支援法で、利用定員の設定や家庭的保育事業等を市が認可する際、意見を聞かなければならないこととなっているので、本日審議するもの。また、報告事項として、当委員会に諮問され、審議のうえ、前回の第5回委員会において答申した「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」と「支給認定に係る利用者負担」について、最終的にどのように決定されたのか、事務局より報告をいただく。

いよいよ、4月より子ども・子育て支援新制度が始まることとなり、盛りだくさんの内容となっているが、議事の進行に協力をお願いしたい。

それでは、審議事項について、事務局より説明をお願いする。

(事務局) 資料 1、2 を使用し説明。

家庭的保育事業等の認可について説明する。

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が市町村の認可事業とされ、児童福祉法において、その審査基準等が定められた。また、これらの事業を設置する地域において、保育需要が充足されていない場合に、すなわち、待機児童や入園待ち児童が発生している場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合しているものから申請があった場合は、認可するものとされている。保育の対象としては、特に待機児童が多い 0 歳～2 歳児となっている。

4 類型ある家庭的保育事業等のうち、佐倉市内では、小規模保育事業を 4 月から開始予定。また、家庭的保育事業等については、佐倉市家庭的保育事業等設置認可等要綱において、設置の際には、この委員会における委員会のご意見をうかがうこととされている。

小規模保育事業について簡単に説明する。小規模保育事業とは、A 型、B 型、C 型と 3 類型あり、定員については、A 型、B 型が 6 人以上 19 人まで、C 型については 6 人以上 10 人までとなっている。また、職員資格については、A 型が職員配置における基準人数の全てが保育士、B 型はその半数以上が保育士、C 型は家庭的保育者となっています。B 型、C 型における保育士以外のものについては、一定の基準を満たす研修を修了したものとされている。

資料 2 の一覧表にある事業者が現在、認可申請を提出している事業者。1 のひまわりルーム西志津は、今年度よりグループ型保育事業として実施しているもの。2～4 の事業者については、現在は認可外保育施設として運営している事業者。いずれも、千葉県の認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設である。また、4 つの事業所は待機児童が多く発生している志津地区、臼井地区での運営となる。

職員の配置は、いずれの事業者も配置基準を上回る配置を予定している。また、保育室等の面積においても、基準を上回って運営していく予定である。すでに平成 27 年 4 月からの利用調整を実施しており、4 月からの利用者は定員には達しないものの、ほとんどの事業所で 1 歳児及び 2 歳児の定員については満員の予定である。

連携施設を設定しない事業はなく、給食についても全て事業所で実施予定である。

これら 4 か所の小規模保育事業については、いずれも保育需要が充足されていない地域への設置であること、また、児童福祉法及び条例における審査基準に適合していることから、認可することが適当であ

ると考えている。

つづいて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について資料３を使用し説明する。

確認制度と利用定員について、子ども・子育て支援新制度において、給付という新たなシステムができる。この給付については、教育・保育の必要性について保護者からの申請に基づき、支給認定する。支給認定にもとづいて利用できる施設等が決まるが、この利用できる施設であるかどうかを市が「確認」する必要がある。

市は認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業者からの申請に基づいて、給付対象の施設となることを「確認」する。

この「確認」をするにあたって、各施設の利用定員を定めることとされており、利用定員を定めた上で、運営に関する基準に適合していることを確認することで、給付対象の施設及び事業であることが認められる。

「確認」については、既に平成２７年４月１日までに認可された施設については、「みなし確認」によって、確認があったものとみなされる。

「みなし確認」の対象となっている施設については、資料４を参考にしてください。民間の認定こども園１園、民間の保育園１５園、公立の幼稚園３園、公立の保育園８園。

次に、利用定員の設定に関する意見聴取について、子ども・子育て支援法において、新たに確認（給付対象の施設であることを）する際に、その利用定員の設定については、子ども・子育て会議において意見を聴取することになっている。本委員会は子ども・子育て会議の役割を担っているので、今回新たに認可予定の小規模保育事業４つについては、このあと意見聴取する。

設定にあたっての基本的な考え方のうち利用定員の設定については、基本的に認可定員イコール利用定員とされている。

特別な事情がある場合を除き、認可定員と利用定員は同じにすることとされているが、市内の施設及び事業所については、認可定員以外の定員を定める必要性がないので、認可定員を同じにすることを提案する。認可定員と利用定員を異なるもので設定する場合としては、認可定員に対して実際の利用人数が極端に少ない場合などである。

みなし確認の対象となっている施設については、意見を聴取する対象となっていないが、新たに認可する小規模保育事業については、意見を聴取する対象となっているため説明を加える。

資料２、小規模保育事業については、認可定員に対し、４月からの利用予定者数が少なくなっているが、０歳児クラスの定員が空いている状況で、今後、１０月くらいにかけ、０歳児の申し込みが増えてく

ることが予想されていることから、概ね半年で利用者数が認可定員と同じになると想定している。これらのことから、小規模保育事業についても、認可定員と利用定員を同じで設定することを提案する。

新制度への移行を希望していない施設については利用定員の設定の必要はない。市内の私立幼稚園は平成２７年度については、新制度に移行しない旨の申出があったので、私立幼稚園については「確認」の対象でないことから利用定員は設定しない。

以上、利用定員の設定についての説明を終わる。

小規模保育事業の認可について、小規模保育事業の利用定員の設定について意見を頂きたい。

（委員長）

ただいま説明のあった内容について、審議に入りたい。
ご意見・ご質問はあるか、あれば発言の方は挙手をお願いします。

（委員）

職員の配置について、基準を上回っているということだが、時間外における配置についてどうなっているのか質問する。

小規模保育事業のＡ型、Ｂ型、Ｃ型とあるが、同じ子ども保育する施設なのにこのような基準の違いを設けるのか。全てＡ型でお願いしたい。せめて、Ｃ型ではなくＡ型、Ｂ型でお願いしたい。

（事務局）

資料に記載している職員数はあくまでも認可申請時点での職員数。時間外等の勤務にあたる職員については、基準を満たすように各事業所で配置をしていただけていると考えている。

小規模保育事業について、全てＡ型ということだが、今回認可申請が提出されている事業所については、いずれも職員配置の基準上ではＡ型の認可基準を満たしている。しかし、事業者がＡ型で申請しない理由は、事業者としても新規事業であることから、基準を満たしたとしても運営面で時間外の保育士の確保など、見込みが確かでないということである。運営が安定し、保育士の確保等で見込みがつけば、Ｂ型からＡ型への変更も申請により可能である。

佐倉市の場合は、Ａ型、Ｂ型という型にとらわれず、一定基準以上の職員配置をしていただけており、質の高い保育の提供が可能である。

（委員）

職員配置基準は保育の質にかかわってくるので、小規模保育事業は

A 型のみとしてほしい。

（事務局）

ご意見を踏まえ、整備の中で検討していく。

（事務局）

小規模保育事業 B 型については、A 型に近い形である。事業者から新制度によって小規模事業を開始したい旨の話があったときに、B 型の基準があるので、その基準に適合した B 型で事業を開始し、後に、A 型に移行していくという方法があるが、初めから、A 型のみとすると新規に事業を開始したいと考えている事業者が事業の開始を見送ってしまう可能性がある。

（委員）

認可保育園の場合、屋外遊戯場が 2 歳以上児 1 人につき 3.3 平米必要とされている。小規模保育事業については、屋外遊戯場は必要なのか。

（事務局）

資料に記載がないが、小規模保育事業においても、屋外遊戯場は 2 歳以上児 1 人につき 3.3 平米必要としている。園庭がない事業所については、近隣の公園などを代替地として考えている。

（委員）

近隣の公園について、事業所からの距離など規定があるのか。

（事務局）

何キロ以内という規定はないが、子どもが歩いて十分行ける距離を確認している。

（委員）

キッズパティオしづ園が使用する公園はどこか。

（事務局）

中志津 1 号公園で、子どもが十分歩いて行ける距離である。

（委員）

保育士ではない方の研修はどのくらい実施するのか。統一されたものか。

（事務局）

小規模保育事業 B 型に従事するかたを対象に、家庭的保育者基礎研修を実施した。研修時間が 21 時間、実習は 2 日間である。

（委員）

市が行ったのか。

（事務局）

小規模保育事業 B 型で事業を開始する事業所があったので市が実施した。

（委員）

認可保育園でも保育士の確保は苦労している。そういう実態からこのような弾力的な運営を可能とする制度ができたのではないか。また、保育士以外でも研修を行うことによって保育の質を担保していくものだと考えている。保育従事者や家庭的保育者が保育士資格取得を目指すことも必要だと考える。

地域型保育事業は 0 歳から 2 歳までである。2 歳で卒園した場合には、3 歳以上については、連携施設が受け皿になると思うが、連携施設で受け入れられない場合の対応方法について説明してほしい。

（事務局）

地域型保育事業の場合、国の制度上、連携施設が 3 歳以上の受け皿となることが基本であるが、佐倉市の場合、地域型保育事業を利用している保護者に 3 歳児以降の利用施設について希望をとったうえで、連携施設に限らず認可保育所等で受け入れることとしている。

（委員）

連携施設の役割を説明してください。

（事務局）

連携施設は、各種行事や健康診断等を連携して行う予定である。園庭開放を行っている連携施設では、園庭の利用なども連携内容になっている。事業者からの相談も連携施設が受ける。

（委員長）

事務局には、ただいま出された意見を十分踏まえ、事業を行っていただきたい。

つづいて、報告事項に移る。まず初めに「佐倉市子ども・子育て支援事業計画について」、事務局より報告をしてください。

【議事等 （２） 報告】

（事務局）参考資料１を使用し説明。

事業計画については、資料では未定稿となっているが、ほぼこの形で完成しているものである。

事業計画の概要について簡単に説明する。

事業計画の全体像としては６章だての構成となっている。第１章は計画策定の背景、第２章では現状分析、特に皆さまにご審議をいただいた第３章、第４章、第５章にはそれぞれ、計画の基本理念、子ども・子育て支援施策、施策の体系にもとづく事業を記載しており、また、第６章では、計画の進捗管理について記載している。

事業計画は、本委員会からの答申を踏まえて、各事業について庁内で検討した。特に、第５章については、庁内での検討において各事業肉付けしたものである。その後、政策調整会議に付議し、再度議論をした結果、若干の修正を加え、パブリックコメントを実施した。現在、パブリックコメントの結果については集計中であり、まとめ次第、本日配布した参考資料１のとおり、事業計画として最終決定する予定である。

来年度から計画が具体的に動いていくが、今後は本委員会において進捗管理をお願いする。その中で、総合的かつ柔軟な対応が必要だと考えているので事業計画の見直しも図って行く予定。

（委員長）

それでは、ただいま説明のありました、「佐倉市子ども・子育て支援事業計画」について、何かご意見・ご質問はありますか。

（委員）

８５ページ、事業ナンバー５２、子ども自身が相談できる力を育む取り組み、については、いじめにあった後にそういう力を育むというよりは、事業ナンバー４７、「小・中学校において、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。」によって、他市では低学年のうちから弁護士などが、子どもの人権について教えることによっていじめてはいけないという風土を作っていくという取り組みもあるので、事業ナンバー４７をしっかりと取り組むことで事業ナンバー５２ができてくるのではないかと。

７８ページ、事業ナンバー１７、民生委員・児童委員、主任児童委

員との連携で、事業内容にひとり親家庭へのよりの確な支援、とあるが、あえて、ひとり親家庭へとする必要があるのか。

（事務局）

民生委員・児童委員との連携については、前計画でいろいろな事業に記載されていたが、今回の計画では、課題を一つにまとめたもの。

（委員）

民生委員・児童委員、主任児童委員のかたは地域に少ない。社会的には多様な問題がたくさんあり、民生委員の方々の対応が大変になっており、充足されていないのではないかと危惧している。仕組みを検討しなければならない。民生委員の方々の協力者はいないのか。地区社協に福祉委員がいる。そういう人たちとの連携がどのようにとれているのか。

（委員）

主任児童委員になると福祉委員にも任命される。地区の行事、子どもの祭を行っている。主任児童委員としての役割に、福祉委員としてはタッチしていない。民生委員・児童委員、市の担当者と連携している。

（委員）

私も民生委員・児童委員で、福祉委員に任命されている。民生委員は子育て支援よりも高齢者福祉に力を入れている。子どもに関しては、小中学生の貧困家庭の把握があるが、民生委員として自ら活動するのではなく、問題がある場合に連絡があり、関係機関に繋ぐことになる。現状では直接子育て支援にかかわるということではなく、問題が発生したときに関係機関に相談して繋ぐことが役割になっていると考えている。

（委員）

大きな問題の場合は、児童青少年課が間に入る。在宅でいられる場合には、様子を見てほしいといわれる。しかし、積極的に何か活動をするというポジションではない。大きな問題が発生した場合は、学校で関係機関全てが集まって協議することもある。民生委員・児童委員は高齢への対応が大変なので、子どもの件で民生委員・児童委員が自ら対応することはほとんどない。

（委員）

85 ページ、子ども自身が相談できる力を育む取り組みで、子どもの人権が尊重され、いじめなどがなくなるとよいと思う。まだまだ、そんな状況にないと思う。子ども自身に悩みがあった場合に、どこにどのように相談したらよいのか。

（事務局）

相談の窓口は、いろいろあった方がよいと考えている。学校教育相談員等の「等」は、77 ページにあるような子育て支援の相談も含んで、多様な取り組みができるように「等」という表現を用いている。利用者支援事業は市と吉見光の子で今年度から始めた。利用者支援事業においては相談された内容から、その背景を探るということも行っている。多面的な相談事業が可能なものについては、その機能をいかしていかなければならないと考えている。

（委員）

家庭児童相談室も子ども自身の相談を受けているか。

（事務局）

詳細については把握していません。

（委員）

子ども自身が相談する場所がどのように提供されるのか。相談場所も選択できる場所があった方がよいと考えている。

（委員）

学校教育相談員とはスクールカウンセラーのことか。

（委員）

退職された元学校の先生が学校教育相談員である。

（委員）

子どもたちが相談できる窓口をわかっていることが大切である。ここに電話すれば誰かが助けてくれるというところがあった方がよい。子どもが相談したあとにエンパワメントしながら、第三者が付き添って解決していくのが、子どもの最善の利益を支える子どもの権利につながる。

子どもの社会参加の促進で、子ども議会はイベント的なものなので、これに限定せずに、もっといろいろな可能性を見込めるものであってほしい。

（事務局）

子どもが思い悩んで自殺する、という事件があったときに、子どもが相談しやすい環境が重要だという議論があった。たくさんあっても、子どもが相談しなければ始まらない。多様な相談窓口の仕組みも重要であるし、子どもが相談できる力と表現するのがよいかわからないが、子ども自身が相談できるようにすることも重要である。

（委員）

娘が小学校からチャイルドライン（子どものための相談）カードをもらってきた。チャイルドラインの立ち上げに関わっており、学校で配布してくれるようになったことがうれしかった。電話で相談できることも大切だが、身近なところに相談できる人がいることも大切だと思う。スクールカウンセラーは学校によって毎日来るところとそうでないところがある。できるだけ、毎日来るようにしてもらえるとよい。プレイパークなど放課後の子どもの居場所にいる大人は、学校や家庭にいる大人とは違う人間関係であり大切だ。児童館等の職員も子どもたちの相談相手として重要だ。全ての小中学生が自分の意思でいけるような場所に児童館等の整備をしてほしい。児童館の数を増やすことは難しいと思うが、利用を広げることができるとよい。そういった場所でいつでも子どもに寄り添ってくれる大人がいればよいと思う。

84 ページ、小中学校において、子どもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します、とあるが、教職員にも子どもの権利について考えてほしいと思う。

子ども議会で子どもたちの発言したことが言っただけで終わってしまうなら、やらないほうがよいと思う。参加しても何も変わらないということを経験してしまう。社会参加の促進にならない。子ども議会も小さな課題についても真剣に向き合ってほしい。

（委員長）

これまでの審議結果が事業計画になっている。ここで、事業の詳細について、こうしてほしいということではなく、今後の進捗管理の中で審議していく。

（委員）

スクールソーシャルワーカーは環境調整を行っていく。NPO でメンタルフレンドを始めた。教師には会えない子どもでもメンタルフレンドには会って遊んでいるという現状がある。このメンタルフレンドは、事業ナンバー52の学校教育相談員等の「等」に入るのか。

（事務局）

担当課に話をしてみないと分からないが、学校教育相談員等の中になどどのような事業があるかについては、今後、進捗管理の中でみていくことになる。事業実施にあたって、いただいた意見については、各課に繋げていきたいと思う。

（委員長）

「支給認定に係る利用者負担について」事務局から報告をしてください。

（事務局）参考資料２に基づき説明。

本委員会によりいただいた答申により、２月議会において「佐倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例」として上程した。全員可決により原案どおり議決された。

（委員長）

ただいま説明のありました、「支給認定に係る利用者負担」について、何かご意見・ご質問はあるか。意見・質問はないようなので、本日の議題等は終了する。これで議長の任を解かせていただく。進行を事務局に戻す。

（事務局）

長時間にわたり審議していただき、ありがとうございました。これをもって、第６回佐倉市子育て支援推進委員会を終了する。

閉会

以 上